

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
		防南基LPS-V23059	
品名又は件名	車両等外注整備共通仕様書	承 認	令和2年 4月 7日
		作 成	令和2年 4月 7日
		改 正	令和6年 2月14日
		作成部隊名	管理隊
1 総則			
1.1 適用範囲			
a) この仕様書は、航空自衛隊の車両等の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。			
b) この仕様書に規定する内容と、個別仕様書又は外注整備内訳書（別紙様式第1）に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書又は外注整備内訳書に規定する内容が優先する。			
1.2 用語の定義			
この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書又は外注整備内訳書において用いる用語の定義は次による。			
a) 参考文書			
参考文書とは、当該仕様書に規定した事項をさらに理解させるため参考となる文書及び図面をいう。			
b) 個別T O等			
個別T O等とは、次に示すものをいう。			
1) 当該車両等に適用する技術指令書（J. T. O.）			

分類番号：E-10-124

作成年度：2023年度

保存期間：特定日以後1年

枚 数：10枚

保存期間満了時期：未定

開示判断：開示

注：枠印欄については、自署（姓のみ）する。

品 名	車両等外注整備共通仕様書
2)	製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）
c)	<p>車両等</p> <p>車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成部品、部品、付属品及び予備品をいう。</p>
d)	<p>修理不能</p> <p>修理不能とは、次の各号の場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 個別仕様書又は外注整備内訳書に規定された修理限度を超える場合</li> <li>2) 個別仕様書又は外注整備内訳書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）及び役務費を含む総費用が新品取得価格の65%以上になる場合</li> <li>3) 特に官側が規定した場合</li> </ol>
e)	<p>監督</p> <p>監督とは、監督官が契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中に必要があると認める場合において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。</p>
f)	<p>検査</p> <p>検査とは、契約に基づき整備された装備品の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。</p>
g)	<p>定期点検</p> <p>道路運送車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検基準に基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検</p>
h)	<p>I検査</p> <p>I検査とは、適用除外車両を整備基準及び車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）（以下、検査要項という。）の定期検査手順に基づき、Iの項目について行う点検</p>
i)	<p>M検査</p> <p>M検査とは、適用除外車両を整備基準及び検査要項の定期検査手順に基づき、Mの項目について行う点検</p>
j)	<p>FAINES</p> <p>FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下、整備振興会という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。</p>
k)	<p>自動車整備標準作業点数表</p> <p>自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したもの。</p>

品 名	車両等外注整備共通仕様書
1.3 引用文書等	
	<p>この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。</p>
1.3.1 引用文書	
a) 法令等	
	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
	道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）
	道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省第74号）
	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省第67号）
	自動車点検基準（昭和26年運省令第70号）
	自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
b) 技術指令書	
	航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）
	航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
	車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
	車両等検査要領（J. T. O. 36-1-6）
	車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
1.3.2 参考文書	
a) 法令等	
	航空自衛隊調達規則（JAFR124）
1.3.2 参考文書	
a) 法令等	
	航空自衛隊調達規則（JAFR124）
	航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
b) その他	
	航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
2 役務に関する要求	
2.1 一般事項	
a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して、整備資源および整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。なお、整備工数等については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。	
b) 契約相手方は、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業所でなければならない。	

品 名	車両等外注整備共通仕様書
2.2 整備作業の種類	
	<p>契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すものの内から個別仕様書又は外注整備内訳書で指定する。</p>
2.2.1 定期点検	
	<p>定期点検は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検を次の工程に従い実施する。なお、定期点検の結果、道路運送車両の保安基準に適合しない状態（恐れがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後、本項のb)及びc)項の作業を実施するものとする。</p>
a) 定期点検	
b) 分解検査	
c) 修理等	
2.2.2 定期検査	
	<p>定期検査は、I検査又はM検査を次の工程に従い実施する。なお、定期検査の結果、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態（恐れがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告を得た後、本項のb)及びc)項の作業を実施するものとする。</p>
a) 定期検査	
b) 分解検査	
c) 修理等	
2.2.3 その他の整備	
	<p>その他の整備は、個別仕様書又は外注整備内訳書で規定した作業を実施する。</p>
2.3 作業内容	
	<p>この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別使用書又は外注整備内訳書で規定するほか、次により実施しなければならない。</p>
2.3.1 定期点検	
	<p>定期点検は、道路運送車両法第48条に定める点検を自動車点検基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、結果を道路運送車両法第49条に基づいた「点検整備記録簿」に記録するものとする。</p>
2.3.2 定期検査	
	<p>定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準に定めるI検査又はM検査について、検査要項の手順に従い、個別仕様書又は外注整備内訳書に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに結果を、別紙様式第2に示す車両等作業用紙（一般</p>

品名	車両等外注整備共通仕様書
	<p>車両) 又は別紙様式第3に示す車両等作業用紙(施設、荷役その他の車両)に記入するものとする。</p>
2.3.3	<p>分解検査</p>
	<p>分解検査は、定期点検及び定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は、個別仕様書又は外注整備内訳書に引用する個別TO等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料(以下、部品等という。)を判定する。なお、分解した部品等は、交換を要する部品等を除き、新品と同等の品質を確保するために必要な洗浄を行う。</p>
2.3.4	<p>修理等</p>
	<p>修理等は、この仕様書の2.3.3項で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。</p>
a)	<p>交換</p>
	<p>交換は、この仕様書の2.3.3項で交換を要すると判定された部品等を2.4項により交換する。</p>
b)	<p>組立・調整</p>
	<p>組立・調整は、この仕様書の2.3.3項で使用可能品と判定されたもの、又は、2.3.4項のa)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。</p>
2,3,5	<p>塗装等</p>
a)	<p>塗装及び標識</p>
	<p>車両等の塗装及び標識は、個別仕様書又は外注整備内訳書で特に指定する場合を除き車両等の塗装及び標識に基づき、実施するものとする。実施にあたっては、部分塗装とする。</p>
b)	<p>塗色</p>
	<p>塗色は、車両等の塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合は、周辺の塗色に極力一致させるものとする。</p>
2.3.6	<p>作業の中止</p>
	<p>次に示す場合は、作業を一時中止し、契約担当官に申し出るものとする。</p>
a)	<p>車両等を修復するため、個別仕様書又は外注整備内訳書で規定した以外の整備作業が必要な場合。</p>
b)	<p>当該車両等が整備作業中に、修理不能に該当すると判明した場合。</p>
2.4	<p>部品・材料</p>
a)	<p>整備作業に必要な部品等は、個別仕様書又は外注整備内訳書で規定した官給品を除き</p>

品名	車両等外注整備共通仕様書
<p>契約相手方において準備する。</p>	
<p>b) 部品・器材は、原則として製造会社の純正部品を使用する。ただし、純正部品の入手が困難な場合、リビルト品を使用することができるものとする。</p>	
<p>c) 整備作業において、修理不能品（細部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の細部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。</p>	
<p>2.5 機能・性能</p>	
<p>a) 道路運送車両法に基づく保安基準、自動車点検基準及び自衛隊の使用する自動車に関する訓令等に定める基準に適合しなければならない。</p>	
<p>b) 個別仕様書又は外注整備内訳書にほかの規定がある場合は、個別仕様書又は外注整備内訳書による。</p>	
<p>3 品質保証</p>	
<p>3.1 品質保証資料</p>	
<p>契約相手方は、この仕様書の 2.3項により作成した結果等を、点検整備記録簿又は車両等作業用紙（別紙様式第 2、第 3）に記録し、品質保証資料としてこれらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の 4 月 1 日から 5 年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。</p>	
<p>3.2 監督・検査</p>	
<p>契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。ただし、契約相手方が道路運送車両法第 78 条、94 条又は 94 条の 2 のいずれかに該当する事業者に対しては、原則として資料監督・資料検査方式により実施するものとする。</p>	
<p>4 その他の指示</p>	
<p>4.1 提出書類</p>	
<p>契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。</p>	
<p>a) 点検整備記録簿又は車両等作業用紙（別紙様式第 2、第 3）</p>	
<p>b) その他契約担当官が指示するもの。</p>	
<p>4.2 官給品</p>	
<p>官給品の品目、数量は、個別仕様書又は外注整備内訳書で規定するものとし、契約相手方は、原則として官給品を受けなければならない。</p>	
<p>4.3 付属品・予備品</p>	
<p>付属品・予備品の整備は、個別仕様書又は外注整備内訳書で特に規定した場合を除き、原則として整備の対象外とする。</p>	
<p>4.4 計測器・試験装置</p>	
<p>車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、</p>	

品名

車両等外注整備共通仕様書

道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

#### 4.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合は、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

#### 4.6 車両の輸送

車両の搬入及び搬出は、官側において実施する。

#### 4.7 保証

- a) 物品の引渡しから引取りまでの間、保管責任は契約相手方の責任とする
- b) 整備期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害は契約相手方が負うものとする。

#### 4.8 仕様書の疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。





車両等作業用紙（一般車両）

整備作業チェック記号

レ 良好 T 締付
X 調整 C 清掃
XX 取替 L 給油
XXX 修理

車種
自動車番号
開始日付
検査の種類
所属部隊
完了日付

点検項目 記 備考

I. かじ取り装置
1.ハンドルの操作具合
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取り付けの緩み
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷
6.ステアリング・ナックル連結部のがた
7.ホイール・アライメント
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※
10.パワー・ステアリング装置の取り付けの緩み

2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み
3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷
4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷
5.フロント・ホイール・ベアリングのがた
6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた

II. 制動装置
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※
2.ブレーキのきき具合 ※
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※
4.パーキング・ブレーキの効き具合 ※
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態
6.リザーバ・タンクの液量 ※
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷
10.ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク

IV. 緩衝装置
1.リーフ・スプリングの損傷 ※
2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷
(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド
(2)スプリング・ブラケットの取付部
(3)リーフスプリング・ピンなど連結部
(4)トルク・ロッド（ラジラス・ロッド）の連結部
3.コイル・スプリングの損傷
4.コイル・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷
(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット
(2)サスペンションの各連結部のがた
(3)サスペンションの各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷
5.エア・サスペンションのエア漏れ
6.エア・サスペンションのペローズの損傷
7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷
8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能
9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※

前輪 左 前 mm 右 後 mm 左 前 mm 右 前 mm
後 mm

V. 動力伝達装置
1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間
(1)クラッチ・ペダルの遊び mm
(2)リリース・フォーク先端の遊び mm
(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間 mm
2.クラッチの作用
3.クラッチ液の量
4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ
5.トランスミッション、トランスファのオイル量
6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み
7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷
8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた
(1)スプライン部の摩耗によるがた
(2)自在継手部の摩耗によるがた
9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた
10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量

11.ブレーキ・チャンパの機能
12.ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレーバルブの機能
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり
14.ブレーキ倍力装置の機能
15.ブレーキ・カムの摩耗
16.ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間
17.ブレーキシューの摺動部分及びライニングの摩耗
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷
19.バック・プレートの状態
20.ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間
21.ブレーキ・パッドの摩耗 \*ライニング又はパッドの残厚

前輪 左 前 mm 右 後 mm 左 前 mm 右 前 mm
後 mm

VI. 電気装置
1.スパーク・プラグの状態
2.点火時期
3.ディストリビュータのキャップの状態
4.バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※
5.電気配線の接続部の緩みと損傷 ※

III. 走行装置
1.タイヤの状態 ※
(1)タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）
(2)タイヤの亀裂、損傷
(3)タイヤの溝の深さ、異常摩耗
\* タイヤの溝の深さ

VII. 原動機
1.低速と加速の状態
2.排気の状態
C O H C 黒煙

前輪 左 前 mm 右 後 mm 左 前 mm 右 前 mm
後 mm

3.エア・クリーナ・エレメントの状態
4.エア・クリーナの油の汚れと量
5.シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態
6.エンジン・オイルの漏れ

7.燃料漏れ	※		2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8.ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3.デフロスタの作用		
9.冷却水漏れ	※		4.施錠装置の作用		
<b>Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>			5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1.メーターリング・バルブの状態			6.マフラの機能		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7.火花防止装置の状態		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8.エア・タンクの凝水		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			9.エア・コンプレッサの機能		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10.プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11.非常口の扉の機能		
7.二次空気供給装置の機能			12.車枠、車体の緩みと損傷	※	
8.排気ガス再循環装置の機能			13.連結装置のカブラの機能と損傷		
9.減速時排気ガス減少装置の機能			14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10.一酸化炭素発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15.シート・ベルトの状態		
<b>Ⅸ. 附属装置等</b>			16.開扉発車防止装置の機能		
1.ホーンの作用	※		17.シャシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	---------	--

車両等作業用紙 ( 施設、荷役その他の車両等 )				整備作業チェック記号			
車 種		検査の種類	I <input type="checkbox"/> M <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理換:※印	レ 良好	T 締付		
自動車番号	所属部隊			X 調整	C 清掃		
開始日付	完了日付			XX 取替	L 給油		
				XXX 修理		分解したら記号を○で囲む	
点 検 項 目		記	備考	点 検 項 目		記	備考
<b>I. かじ取り装置</b>				2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み			
1.ハンドルの操作具合				3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷			
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷			
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取り付けの緩み				5.フロント・ホイール・ベアリングのがた			
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6.リヤ・ホイール・ベアリングのがた			
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>			
6.ステアリング・ナックル連結部のがた				1.リーフ・スプリングの損傷 ※			
7.ホイール・アライメント				2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド			
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2)スプリング・ブラケットの取付部			
10.パワー・ステアリング装置の取り付けの緩み				(3)リーフスプリング・ピンなど連結部			
<b>II. 制動装置</b>				(4)トルク・ロッド (ラジス・ロッド) の連結部			
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				3.コイル・スプリングの損傷			
2.ブレーキのきき具合 ※				4.コイル・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷			
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット			
4.パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2)サスペンションの各連結部のがた			
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3)サスペンションの各部の損傷、ボールジョイントのダ			
6.リザーバ・タンクの液量 ※				スト・ブーツの亀裂、損傷			
7.ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				5.エア・サスペンションのエア漏れ			
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				6.エア・サスペンションのペローズの損傷			
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷			
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能			
				9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※			
				<b>V. 動力伝達装置</b>			
11.ブレーキ・チャンバの機能				1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた			
12.ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレーバルブの機能				ときの床板との隙間			
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(1)クラッチ・ペダルの遊び			
14.ブレーキ倍力装置の機能				(2)リリース・フォーク先端の遊び			
15.ブレーキ・カムの摩耗				(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間			
16.ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2.クラッチの作用			
17.ブレーキシューの摺動部分及びライニングの摩耗				3.クラッチ液の量			
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ			
19.バック・プレートの状態				5.トランスミッション、トランスファのオイル量			
20.ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み			
21.ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の			
				のダスト・ブーツの亀裂と損傷			
				8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた			
				(1)スプライン部の摩耗によるがた			
				(2)自在継手部の摩耗によるがた			
				9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた			
				10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量			
				<b>VI. 電気装置</b>			
				1.スパーク・プラグの状態			
				2.点火時期			
				3.ディストリビュータのキャップの状態			
				4.バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※			
				5.電気配線の接続部の緩みと損傷 ※			
				<b>VII. 原動機</b>			
				1.低速と加速の状態			
				2.排気の状態			
				C O			
				H C			
				黒 煙			
				3.エア・クリーナ・エレメントの状態			
				4.エア・クリーナの油の汚れと量			
				5.シリンダ・ヘッド、マニホールドの各部の締付状態			
				6.エンジン・オイルの漏れ			

7.燃料漏れ	※			<b>X. 施設、荷役、その他の車両等</b>			
8.ファン・ベルトの緩みと損傷	※			1.キャリッジ	※		
9.冷却水漏れ	※			2.操作レバー - リフト、チルト	※		
<b>Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>				3.チェン - リフト、ドライブ	※		
1.メタリング・バルブの状態				4.ケーブルウインチ、ホイスト	※		
2.ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷				5.シリンダーリフト、チルト	※		
3.燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷				6.油圧ポンプ	※		
4.チャコール・キャニスタの詰まりと損傷				7.一般漏えい - 油、水、空気	※		
5.燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷				8.旋回機構			
6.触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷				9.マスト本体、ブーム			
7.二次空気供給装置の機能				10.安全クラッチ、減速機構	※		
8.排気ガス再循環装置の機能				11.ドラム	※		
9.減速時排気ガス減少装置の機能				12.昇降機構	※		
10.一酸化炭素発散防止装置の配管の損傷と取付状態				13.コンミュテータ、ブラシ	※		
<b>Ⅸ. 附属装置等</b>				14.コントローラ	※		
1.ホーンの作用	※			15.パワー・テーク・オフ	※		
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※			16.索導器	※		
3.デフロスタの作用				17.クレーン・アタッチメント	※		
4.旋錠装置の作用				18.キャタピラ	※		
5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取り付けの緩みと損傷				19.排土板、スクレーパ	※		
6.マフラの機能				20.フィフス・ホイール	※		
7.火花防止装置の状態				21.補助脚	※		
8.エア・タンクの凝水				22.キング・ピン-摩耗、破損、カップラ結合個所	※		
9.エア・コンプレッサの機能				<b>XI. かく座機収容機材、100tオールテレーンクレーン</b>			
10.ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能				1.操向装置	※		
11.非常口の扉の機能				2.操向アライメント			
12.車枠、車体の緩みと損傷	※			3.クレーン・エンジン	※		
13.連結装置のカブラの機能と損傷				4.クレーン電気系統	※		
14.連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷				5.補助脚	※		
15.シート・ベルトの状態				6.通話装置	※		
16.開扉発車防止装置の機能							
17.シヤン各部の給油脂状態	※						
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。							
付記又は特記事項							
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	